

参考資料

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 2）

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 11 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 12 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	3
議案第 13 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 14 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例	9
議案第 15 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	11
議案第 16 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	15
議案第 17 号	堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例	39
議案第 18 号	堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 19 号	堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	45
議案第 20 号	堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	47

議案第 21 号	堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	53
議案第 22 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	55
議案第 23 号	堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	85
議案第 24 号	堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	87
議案第 25 号	堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例	109
議案第 26 号	堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	111
議案第 28 号	堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	113
議案第 29 号	堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	117
議案第 30 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	119
議案第 32 号	堺市職員定数条例の一部を改正する条例	121
議案第 33 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	123
議案第 34 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	127
議案第 35 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	129
議案第 36 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	131

議案第 37 号 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び
堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 133

＜議案第11号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
7 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務 であって規則で定めるもの	7 削除	
(略)		(略)	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
6 9 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による障害児通所支援関係情報、 地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付 <u>若しくは子育てのための施設等利用給付</u> の支給又は 地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつ て規則で定めるもの	6 9 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による障害児通所支援関係情報、 地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付 <u>若しくは乳児等のための支援給付</u> の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつ て規則で定めるもの
特定個人情報		特定個人情報	

		係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの			係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
7 7 市長	(略)	(略)	7 7 市長	(略)	(略)
(追加)			7 8 市長	母子保健法による産後ケア事業における利用者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

＜議案第12号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例＞

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(局等の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により設ける組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>危機管理室～泉北ニューデザイン推進室 (略)</p> <p>総務局</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市長公室、危機管理室、ＩＣＴイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び他の局の所管に属しない事項</u></p> <p>財政局～健康福祉局 (略)</p> <p><u>子ども青少年局</u></p> <p>(1) <u>子ども及び青少年の健全育成に関する事項</u></p> <p>(2) <u>子どもの保育に関する事項</u></p> <p>産業振興局～建設局 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 第1条に掲げる室及び局の内部組織その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(局等の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により設ける組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>政策局</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>危機管理室～泉北ニューデザイン推進室 (略)</p> <p>総務局</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>他の局、危機管理室、ＩＣＴイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室の所管に属しない事項</u></p> <p>財政局～健康福祉局 (略)</p> <p><u>こども青少年局</u></p> <p>(1) <u>こども及び青少年の健全育成に関する事項</u></p> <p>(2) <u>こどもの保育に関する事項</u></p> <p>産業振興局～建設局 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 第1条に掲げる局及び室の内部組織その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

＜議案第13号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
（略）				（略）			
堺市子ども青 少年局指定管 理者候補者選 定委員会	子ども青少年局が所管する 公の施設の管理を行わせる 指定管理者の候補者の選定 についての審議及び審査に 関する事務		（略）	堺市こども青 少年局指定管 理者候補者選 定委員会	こども青少年局が所管する 公の施設の管理を行わせる 指定管理者の候補者の選定 についての審議及び審査に 関する事務		（略）
堺市子ども青 少年局児童福 祉施設等施設 整備審査会	子ども青少年局が所管する 児童福祉施設等の施設の整 備及び運営に係る補助金の 交付並びに子育ての支援事 業に係る事業者の選定につ いての審議及び審査に關す る事務		（略）	堺市こども青 少年局児童福 祉施設等施設 整備審査会	こども青少年局が所管する 児童福祉施設等の施設の整 備及び運営に係る補助金の 交付並びに子育ての支援事 業に係る事業者の選定につ いての審議及び審査に關す る事務		（略）
（略）				（略）			
堺市元堺消防	（略）			堺市元堺消防	（略）		

署用地活用事業者選定委員会					署用地活用事業者選定委員会				
(追加)					堺市北部地域整備事務所アベスト飛散事象に係る健康対策等についての調査、審議及び審査に関する事務	1人以内		2年	
堺市建設局指定管理者候補者選定委員会	(略)				堺市建設局指定管理者候補者選定委員会	(略)			
堺市公共事業評価監視委員会	(略)				堺市公共事業評価監視委員会	(略)			
堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会	大和川自転車賑わい拠点整備事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで		(削る)				
堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会	(略)				堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会	(略)			

会	
(略)	
2 · 3	(略)

会	
(略)	
2 · 3	(略)

＜議案第14号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例＞

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号</u>に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号</u>に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

＜議案第15号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例＞

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（普通徴収に係る納期等）</p> <p>第11条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、<u>各月</u>とし、各納期における納期限は、各月末日とする。ただし、12月については、25日とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 納期ごとの納付すべき額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、当該端数又はその額の全額を、<u>保険料の額の確定後の最初の納期</u>に納付させるものとする。</p> <p>（普通徴収の特例）</p> <p>第13条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税（地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。以下同じ。）の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が特に必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収するものとする。</p>	<p>（普通徴収に係る納期等）</p> <p>第11条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、<u>7月から翌年3月までの各月</u>とし、各納期における納期限は、各月末日とする。ただし、12月については、25日とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 納期ごとの納付すべき額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、当該端数又はその額の全額を、<u>当該年度の最初の納期</u>に納付させるものとする。</p>
	<p><u>第13条及び第14条 削除</u></p>

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料の額が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)

第14条 前条第1項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により保険料を賦課された場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないと認めるとときは、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の納入の通知を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付するこ

(保険料の徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付するこ

きないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第1号被保険者の属する世帯の全員が市民税を課税されていない世帯であって、生活保護法の保護基準を参照して市長が生活に困窮していると認めるものであること。

2・3 (略)

きないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第1号被保険者の属する世帯の全員が市民税 (地方税法の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) をいう。以下同じ。) を課税されていない世帯であって、生活保護法の保護基準を参照して市長が生活に困窮していると認めるものであること。

2・3 (略)

＜議案第16号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例＞

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第8条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第15条の2、第15条の</p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第8条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>（1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第15条の2、第15条の</p>

4又は第15条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の

4又は第15条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の

納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

（2）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ （略）

（基礎賦課限度額）

第11条の5 第9条の2の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額

納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

（2）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ （略）

（基礎賦課限度額）

第11条の5 各年度における第9条の2の基礎賦課額は、当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額

(第15条の2第3項、第15条の4第2項若しくは第4項又は第15条の5第3項若しくは第7項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2)（略）

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ（略）

2（略）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

(第15条の2第3項、第15条の4第2項若しくは第5項又は第15条の5第3項若しくは第8項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2)（略）

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第11条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ（略）

2（略）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 各年度における第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額（第15条の2第4項又は第15条の5第4項若しくは第8項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) (略)

(介護納付金賦課限度額)

第11条の10 第11条の7の介護納付金賦課額は、170,000円を超えることができない。

(追加)

定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額（第15条の2第4項又は第15条の5第4項若しくは第9項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) (略)

(介護納付金賦課限度額)

第11条の10 各年度における第11条の7の介護納付金賦課額は、当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第11条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条の2、第15条の4、第15条の5及び第15条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(追加)

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第15条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当

(追加)

該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第11条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第11条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率について準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

(追加)

(追加)

<p>(普通徴収に係る納期及び納付額)</p> <p>第13条 1～3 (略)</p> <p>4 期別保険料に10円未満の端数がある場合又は期別保険料が1,000円未満となる場合における当該保険料の納付方法については、市長が別に定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条の2若しくは第11条の5の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第11条の7の額、第15条の2</p>	<p><u>第11条の15 各年度における第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期及び納付額)</p> <p>第13条 1～3 (略)</p> <p>4 期別保険料に10円未満の端数があるときは、各期別保険料に係る当該端数の合計額を最初の期別保険料の額に合算する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条の2若しくは第11条の5の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第11条の7の額、<u>第11条の1</u></p>
--	--

第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の5の3若しくは第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2の基礎賦課額から、それぞれ

2の額、第15条の2第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額又は同条第5項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の5の3、第11条の7若しくは第11条の12の額、第15条の2第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額又は同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2の基礎賦課額から、それぞれ

当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する

当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する

先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号

先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次

において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額)に305,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額)に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2~4 (略)

(追加)

トイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額トイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2~4 (略)

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して

得た額（当該減額して得た額が第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等

の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額) に政令第 29 条の 7 第 6 項第 3 号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)

現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等

(特例対象被保険者等の特例)

の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た額を加えた額) に政令第 29 条の 7 第 6 項第 3 号への規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前 2 号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額
6 前項各号のア又はイに規定する額を決定する場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第15条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、前条第1項第1号中「総所得金額（）とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数

第15条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項、第11条の5の4、第11条の8及び第11条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、前条第1項第1号中「総所得金額（）とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数

があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第3項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第3項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号」と読み替えるものとする。

(追加)

3 (略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号」と読み替えるものとする。

があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第2項」と、同項第2号中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第3項において準用する同条第2項」と読み

(追加)

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合にあっては、出産の日。第25条第1項及び第2項におい

替えるものとする。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の14第1項第2号」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、同項第2号中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第6項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第6項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3に定める場合にあっては、出産の日。第25条第1項及び第2項におい

て同じ。) の属する月 (以下この号において「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合にあっては、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「(第5項)とあるのは「(第7項において読み替えて準用する第5項)と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「(第5項)とあるのは「(第8項において読み替えて準用する第5項)と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課

て同じ。) の属する月 (以下この号において「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合にあっては、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「(第6項)とあるのは「(第8項において読み替えて準用する第6項)と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「(第6項)とあるのは「(第9項において読み替えて準用する第6項)と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課

限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(追加)

5・6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「(第6項)とあるのは「(第10項において読み替えて準用する第6項)と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(追加)

(追加)

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第15条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第15条の2第5項、第15条の4第3項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第6項において読み替えて準用する同条第4項又は前条第5項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第10項において読み替えて準用する同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

＜議案第17号 堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例＞

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(施設)</p> <p>第3条 プラザに次の施設を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 子ども相談所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 健康福祉センターのプール、体育室、トレーニング室、研修室等（以下「プール等」という。）を使用することができる者は、次の各号に掲げる者（以下この条において「対象者」という。）及びその介護者とする。ただし、対象者の使用を妨げない範囲内において、対象者以外の者も使用することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 プラザに次の施設を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 子ども相談所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 健康福祉センターのプール、体育室、トレーニング室、研修室等（以下「プール等」という。）を使用することができる者は、次の各号に掲げる者（以下この条において「対象者」という。）及びその介護者とする。ただし、対象者の使用を妨げない範囲内において、対象者以外の者も使用することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</p>

第16条 前条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 第2条各号（第4号を除く。）に掲げる事業の実施に関する業務
- (3)・(4) (略)

第16条 前条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 第2条各号（第4号から第8号までを除く。）に掲げる事業の実施に関する業務
- (3)・(4) (略)

＜議案第18号 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（登録の申請）</p> <p>第3条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p>（追加）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><u>（1）法人にあっては、登記事項証明書</u></p> <p><u>（2）申請者が第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</u></p> <p><u>（3）前項第4号の浄化槽管理士免状の写し</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p><u>（5）前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類</u></p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第3条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（3）（略）</p> <p><u>（4）申請者が第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する旨</u></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（1）前項第3号の浄化槽管理士免状の写し</u></p> <p><u>（2）（略）</u></p> <p><u>（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類</u></p>

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条又は第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちの重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日以前30日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条又は第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の浄化槽保守点検業者登録簿に登録した浄化槽保守点検業者について、その営業所の名称及び所在地を本市のホームページ上において公開するものとする。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちの重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日以前30日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの

(4)～(6) (略)
(登録の基準)

第6条 市長は、申請者が次に掲げる基準のいずれかに適合しないときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること。
- (3) (略)

(浄化槽保守点検業者の遵守事項)

第13条 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録証を営業所ごとにその見やすい場所に掲示すること。
- (2)～(5) (略)

(意見の聴取)

第15条 (略)

2 市長は、前項の浄化槽保守点検業者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又はその者の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで前条の規定による処分をすることができる。

(4)～(6) (略)
(登録の基準)

第6条 市長は、申請者が次に掲げる基準のいずれかに適合しないときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 営業所ごとに浄化槽管理士を置いていること。
- (3) (略)

(浄化槽保守点検業者の遵守事項)

第13条 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (削る)
- (1)～(4) (略)

(意見の聴取)

第15条 (略)

2 市長は、前項の浄化槽保守点検業者若しくはその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又はその者の所在が不明であるため同項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで前条の規定による処分をすることができる。

＜議案第19号 堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例＞

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(法第4条第2項に規定する条例で定める基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴場を設ける場合については、次に<u>掲げる</u>基準に適合すること。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 共同浴場の衛生管理を適切に行うため、法第3条第1項の許可を受けた施設ごとに<u>専任の</u>衛生管理に関する責任者を置くこと。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(法第4条第2項に規定する条例で定める基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴場を設ける場合については、次に<u>掲げる</u>基準に適合すること。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 共同浴場の衛生管理を適切に行うため、法第3条第1項の許可を受けた施設ごとに衛生管理に関する責任者を置くこと。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

＜議案第20号 堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例＞

堺市子どもを虐待から守る条例（平成23年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>堺市子どもを虐待から守る条例</u></p> <p>子どもは生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、一人の人間としてその権利が尊重され、保障されなければならない。そして、<u>子ども</u>が家庭や地域のぬくもりの中で、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、市民全ての願いである。</p> <p>しかしながら、昨今頻発している<u>子ども</u>への虐待は、その健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害であり、警察及び司法機関との緊密な連携はもとより、市、地域住民、保護者及び関係機関等が協働して、虐待から<u>子ども</u>を守ることが求められている。</p> <p>私たちは、堺市の未来を託す<u>子ども</u>を虐待から守るため、全ての市民が一体となって、地域の力で<u>子ども</u>と家庭を支える環境づくりを推進するため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、通告等<u>子ども</u>を虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、もって<u>子どもの</u>心身の健やかな成長及</p>	<p><u>堺市こどもを虐待から守る条例</u></p> <p>こどもは生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、一人の人間としてその権利が尊重され、保障されなければならない。そして、<u>こども</u>が家庭や地域のぬくもりの中で、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、市民全ての願いである。</p> <p>しかしながら、昨今頻発している<u>こども</u>への虐待は、その健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害であり、警察及び司法機関との緊密な連携はもとより、市、地域住民、保護者及び関係機関等が協働して、虐待から<u>こども</u>を守ることが求められている。</p> <p>私たちは、堺市の未来を託す<u>こども</u>を虐待から守るため、全ての市民が一体となって、地域の力で<u>こども</u>と家庭を支える環境づくりを推進するため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>こども</u>を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、通告等<u>こども</u>を虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、もって<u>こどもの</u>心身の健やかな成長及</p>

<p>び発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>子ども</u> 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 通告機関 堺市子ども相談所条例（平成17年条例第65号）第1条に規定する<u>堺市子ども相談所</u>及び堺市保健福祉総合センター設置条例（平成12年条例第1号）第1条に規定する保健福祉総合センターをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 虐待は、<u>子どもの</u>人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決して虐待を許してはならない。</p> <p>2 <u>子ども</u>を虐待から守るに当たっては、<u>子どもの</u>利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>3 何人も、次代を担う全ての<u>子ども</u>一人ひとりの権利が尊重され、虐待がなく、<u>子ども</u>が健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p> <p>(市の責務)</p>	<p>び発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>こども</u> 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 通告機関 堺市こども相談所条例（平成17年条例第65号）第1条に規定する<u>堺市こども相談所</u>及び堺市保健福祉総合センター設置条例（平成12年条例第1号）第1条に規定する保健福祉総合センターをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 虐待は、<u>こどもの</u>人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決して虐待を許してはならない。</p> <p>2 <u>こども</u>を虐待から守るに当たっては、<u>こどもの</u>利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>3 何人も、次代を担う全ての<u>こども</u>一人ひとりの権利が尊重され、虐待がなく、<u>こども</u>が健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p> <p>(市の責務)</p>
---	---

第4条 市は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先とするものとする。

2 市は、虐待の早期発見並びに虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な保護及び支援を図るために、子どもを守るための地域におけるネットワークを構築するものとする。

3 (略)

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図るために研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。

5 市は、子どもを虐待から守るために、子どもの人権、虐待予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務及び通告先等について必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 (略)

2 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。

第4条 市は、虐待を受けたこどもの安全を確保し、生命を守ることを最優先とするものとする。

2 市は、虐待の早期発見並びに虐待を受けたこどもに対する迅速かつ適切な保護及び支援を図るために、こどもを守るための地域におけるネットワークを構築するものとする。

3 (略)

4 市は、虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図るために研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。

5 市は、こどもを虐待から守るために、こどもの人権、虐待予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務及び通告先等について必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 (略)

2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。

3 市民は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 (略)

2 保護者は、子どものしつけに際して、体罰を加えてはならず、及び子どもの人権に配慮し、その心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。

3 保護者は、子どもを虐待から守ることについての理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

4 保護者は、子どもの正常な成長及び発達を妨げるような行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならず、また、必要な教育を受けさせなければならない。

5 保護者は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力しなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 (略)

2 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。

3 関係機関等は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

4 関係機関等は、一時保護の解除又は施設の退所により子どもが地域

3 市民は、通告機関が行うこどもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 (略)

2 保護者は、こどものしつけに際して、体罰を加えてはならず、及びこどもの人権に配慮し、その心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。

3 保護者は、こどもを虐待から守ることについての理解を深め、こどもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

4 保護者は、こどもの正常な成長及び発達を妨げるような行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならず、また、必要な教育を受けさせなければならない。

5 保護者は、通告機関が行うこどもの安全の確認に協力しなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 (略)

2 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。

3 関係機関等は、通告機関が行うこどもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

4 関係機関等は、一時保護の解除又は施設の退所によりこどもが地域

に戻ってきたときは、安心で、かつ、安全に生活できるように支援し、見守るよう努めなければならない。

5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合には、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。

(早期発見等)

第9条 1・2(略)

3 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告機関に通告するとともに、必要とする支援について協力するよう努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第10条 (略)

2 子ども相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告があった場合には、速やかに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても同様とする。

3 子ども相談所長は、前項の通告又は相談（以下「通告等」という。）があった場合は、相互の連携及び協力の下、虐待を早期に発見し、その重篤化を防止するとともに、子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察に対して当該通告等について情報提供を行うことができる。

に戻ってきたときは、安心で、かつ、安全に生活できるように支援し、見守るよう努めなければならない。

5 学校その他の教育機関は、こどもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられないこどもがいた場合には、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。

(早期発見等)

第9条 1・2(略)

3 虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに通告機関に通告するとともに、必要とする支援について協力するよう努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第10条 (略)

2 こども相談所長は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した者から通告があった場合には、速やかに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該こどもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても同様とする。

3 こども相談所長は、前項の通告又は相談（以下「通告等」という。）があった場合は、相互の連携及び協力の下、虐待を早期に発見し、その重篤化を防止するとともに、こども及び家庭への支援の充実を図るため、警察に対して当該通告等について情報提供を行うことができる。

4 子ども相談所長は、前項の規定により警察に情報提供を行った場合は、当該情報提供に係る事案に適切に対応し、並びに子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察との情報共有に努めるものとする。

5 (略)

6 市は、地域住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全の確認のために必要と認める者に対し、協力を求めるものとする。

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長及び発達を促進するために、適切な保護及び支援を行うよう努めるものとする。

(虐待を行った保護者に対する指導)

第12条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導を行うものとする。

(子ども虐待防止推進月間)

第13条 子どもを虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるために、毎年11月を子ども虐待防止推進月間とする。

4 こども相談所長は、前項の規定により警察に情報提供を行った場合は、当該情報提供に係る事案に適切に対応し、並びにこども及び家庭への支援の充実を図るため、警察との情報共有に努めるものとする。

5 (略)

6 市は、地域住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他こどもの安全の確認のために必要と認める者に対し、協力を求めるものとする。

(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに対し、当該こどもの心身の健やかな成長及び発達を促進するために、適切な保護及び支援を行うよう努めるものとする。

(虐待を行った保護者に対する指導)

第12条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けたこどもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導を行うものとする。

(こども虐待防止推進月間)

第13条 こどもを虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるために、毎年11月をこども虐待防止推進月間とする。

＜議案第21号 堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＞

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>堺市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項、第46条第2項（法第54条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準）</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>（法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準）</u></p> <p><u>第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。</u></p>

＜議案第22号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例＞

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p><u>（設備運営基準の向上）</u></p> <p>第3条 市長は、堺市社会福祉審議会（堺市社会福祉審議会条例（平成12年条例第13号）第1条の堺市社会福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、法第13条第1項の規定により本市がこの条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよ</p>	<p>堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p><u>（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）</u></p> <p>第3条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）（第4条第2項、第12条、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備</p>

うに勧告することができる。

2 本市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備及び運営の向上等)

第4条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(職員の一般的要件)

第6条 幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育て支援事業に從

及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第2項及び附則第4条第1項（基準省令第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に規定する基準（基準省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(職員の一般的要件)

第4条 幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育て支援事業に從

事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、教育及び保育並びに子育ての支援に熱意のある者であって、できる限り教育及び保育並びに子育ての支援の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(学級の編制)

第7条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については35人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができる市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児の数は、35人以下とすることができます。

4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭（法第14条第8項に規定する主幹保育教諭をいう。以下同じ。）、指導保育教諭（同条第9項に規定する指導保育教諭をいう。以下同じ。）又は保育教諭（同条第10項に規定する保育教諭をいう。以下同じ。）（次項においてこれらを「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長（法第14

事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、教育及び保育並びに子育ての支援に熱意のある者であって、できる限り教育及び保育並びに子育ての支援の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(学級の編制)

第5条 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については35人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができる市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児の数は、35人以下とすることができます。

条第4項に規定する副園長をいう。以下同じ。）若しくは教頭（同条第6項に規定する教頭をいう。以下同じ。）が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭（同条第16項に規定する助保育教諭をいう。以下同じ。）若しくは講師（同条第17項に規定する講師をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

園児の区分	員数
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下この項において単に「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園

の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。

3 この表の満3歳以上満4歳未満の園児及び満4歳以上の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長（法第14条第3項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数は、当該幼保連携型認定こども園の開園時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならぬ。ただし、満3歳以上の園児のみが在籍する幼保連携型認定こども園については、第11条第4項に規定する方法により食事の提供を行う場合に限り、調理員を置かないことができる。

6 幼保連携型認定こども園には、次の職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭（法第14条第11項に規定する主幹養護教諭をいう。以下同じ。）、養護教諭（同条第12項に規定する養護教諭をいう。以下同じ。）又は養護助教諭（同条第18項に規定する養護助教諭をいう。）

(3) 事務職員（法第14条第15項に規定する事務職員をいう。）

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

（園舎及び園庭）

第10条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができます。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただ

し、園舎が第1号、第2号及び第6号の要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて次の全ての要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火

		<p><u>構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備</u></p> <p>4 屋外階段</p>	
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>	
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>	
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同</p>	

	<p><u>条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）</u></p> <p><u>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの</u></p> <p><u>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u></p>
	<p><u>(3) 前号の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</u></p>
	<p><u>(4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが</u></p>

設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

(6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防炎性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、特別の事情があると市長が認める場合を除き、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、特別の事情があると市長が認める場合を除き、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

6 園舎の面積は、次の面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第8項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次の面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	学級数から1を減じた数に30を乗じた数に330を加えて得た数
3学級以上	学級数から3を減じた数に80を乗じた数に400を加えて得た数

イ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3. 3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

8 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第11条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備について
は、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限
る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、
保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用するこ
とができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

3 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第13条の規定により、当該幼保連携型認定こども園

の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができるここと。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画

に基づき食事を提供するよう努めること。

5 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、前項に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

6 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

7 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

8 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。

(1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしない園児の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくする園児の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1. 98 平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

9 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次の設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

10 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園具及び教具)

第12条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第13条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(教育及び保育の内容に関する計画)

第14条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第15条 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに園児の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならぬ。

4 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

(教育及び保育の内容に関する計画)

第6条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第7条 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

第16条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第17条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 每学年の教育週数は、特別の事情があると市長が認める場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、特別の事情があると市長が認める場合を除き、1日につき8時間とすること。

2 前項第3号の時間、開園日数及び開園時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第18条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支

(開園日数及び開園時間)

第8条 開園日数及び開園時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

援は、保護者が子育てについての第一義務的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。
- (2) 地域の人才及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第19条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(秘密保持等)

第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがない

第9条 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。
- (2) 地域の人才及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第10条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

よう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第83条の運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(入園する園児の選考)

第22条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の園児、障害のある園児等の特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮するため、市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(非常災害対策)

第23条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災

(入園する園児の選考)

第11条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の園児、障害のある園児等の特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮するため、市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(非常災害対策)

第12条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災

害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(園児の健康及び安全の確保)

第24条 幼保連携型認定こども園は、園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第25条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時ににおいて、園児の教育及び保育を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とい

害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(園児の健康及び安全の確保)

第13条 幼保連携型認定こども園は、園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保育）

第28条 園児の心身の状況によって実施することが困難な教育及び保育に係る活動については、その園児の心身の状況に適合するように実施しなければならない。

（保護者との連絡）

第29条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（幼保連携型認定こども園である旨の掲示）

第30条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

附 則

（施行期日）

（特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保育）

第14条 園児の心身の状況によって実施することが困難な教育及び保育に係る活動については、その園児の心身の状況に適合するように実施しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

2 施行日から起算して5年間は、第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園である旧法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園（旧法第2条第2項に規定する幼稚園をいう。）及び保育所（同条第3項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第10条（第8項を除く。）、第11条（第3項、第4項及び第10項を除く。）及び第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）

4 施行日から起算して12年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、同項の表

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

備考1中「かつ、児童福祉法」とあるのは「又は児童福祉法」と、
「かつ、登録」とあるのは「又は登録」と読み替えることができる。
(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第3項及び第7項並びに第11条第8項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第10条第3項	第1号、第2号及び第6号の要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える						
第10条第7項	(1) 次の面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (平方メートル)				
学級数	面積 (平方メートル)							

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

2 基準省令の施行の日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る基準省令第7条第6項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「満2歳以上」とあるのは、「満2歳以上満3歳未満」とする。

	<table border="1"> <tr> <td><u>学級数</u></td><td><u>面積</u> (<u>平方メー</u> <u>トル</u>)</td></tr> <tr> <td><u>2学級以</u></td><td><u>学級数から</u></td></tr> <tr> <td><u>下</u></td><td><u>1を減じた</u> <u>数に30を</u></td></tr> <tr> <td><u>2学級以</u></td><td><u>学級数から</u></td></tr> <tr> <td><u>下</u></td><td><u>1を減じた</u> <u>数に30を</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>乗じた数に</u> <u>330を加</u> <u>えて得た数</u></td></tr> <tr> <td><u>3学級以</u></td><td><u>学級数から</u></td></tr> <tr> <td><u>上</u></td><td><u>3を減じた</u> <u>数に80を</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>乗じた数に</u> <u>400を加</u> <u>えて得た数</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>イ 3. 3 平方メートル</u> <u>に満3歳以上の園児の</u> <u>数を乗じて得た面積</u></td></tr> </table>	<u>学級数</u>	<u>面積</u> (<u>平方メー</u> <u>トル</u>)	<u>2学級以</u>	<u>学級数から</u>	<u>下</u>	<u>1を減じた</u> <u>数に30を</u>	<u>2学級以</u>	<u>学級数から</u>	<u>下</u>	<u>1を減じた</u> <u>数に30を</u>		<u>乗じた数に</u> <u>330を加</u> <u>えて得た数</u>	<u>3学級以</u>	<u>学級数から</u>	<u>上</u>	<u>3を減じた</u> <u>数に80を</u>		<u>乗じた数に</u> <u>400を加</u> <u>えて得た数</u>		<u>イ 3. 3 平方メートル</u> <u>に満3歳以上の園児の</u> <u>数を乗じて得た面積</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>2学級以</u></td><td><u>学級数から</u></td></tr> <tr> <td><u>下</u></td><td><u>1を減じた</u> <u>数に30を</u></td></tr> <tr> <td><u>3学級以</u></td><td><u>学級数から</u></td></tr> <tr> <td><u>上</u></td><td><u>3を減じた</u> <u>数に80を</u></td></tr> </table>	<u>2学級以</u>	<u>学級数から</u>	<u>下</u>	<u>1を減じた</u> <u>数に30を</u>	<u>3学級以</u>	<u>学級数から</u>	<u>上</u>	<u>3を減じた</u> <u>数に80を</u>	
<u>学級数</u>	<u>面積</u> (<u>平方メー</u> <u>トル</u>)																														
<u>2学級以</u>	<u>学級数から</u>																														
<u>下</u>	<u>1を減じた</u> <u>数に30を</u>																														
<u>2学級以</u>	<u>学級数から</u>																														
<u>下</u>	<u>1を減じた</u> <u>数に30を</u>																														
	<u>乗じた数に</u> <u>330を加</u> <u>えて得た数</u>																														
<u>3学級以</u>	<u>学級数から</u>																														
<u>上</u>	<u>3を減じた</u> <u>数に80を</u>																														
	<u>乗じた数に</u> <u>400を加</u> <u>えて得た数</u>																														
	<u>イ 3. 3 平方メートル</u> <u>に満3歳以上の園児の</u> <u>数を乗じて得た面積</u>																														
<u>2学級以</u>	<u>学級数から</u>																														
<u>下</u>	<u>1を減じた</u> <u>数に30を</u>																														
<u>3学級以</u>	<u>学級数から</u>																														
<u>上</u>	<u>3を減じた</u> <u>数に80を</u>																														
<u>第11条第</u> <u>8項</u>	(1) 乳児室 1. 65 平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしない園児の数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 1. 65 平方メートルに満2歳未満の園児のうち、ほふくしない園児の数を乗じて得た面積																													

(2) ほふく室 3. 3平 方メートルに満2歳未満 の園児のうち、ほふくす る園児の数を乗じて得た 面積	(2) ほふく室 3. 3平方 メートルに満2歳未満の 園児のうち、ほふくする 園児の数を乗じて得た面 積
(3) 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに 満2歳以上の園児の数を 乗じて得た面積	(3) 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに 満2歳以上満3歳未満の 園児の数を乗じて得た面 積

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第 3項	(1) 建築基準法（昭和25 年法律第201号）第2	(1) 建築基準法（昭和25 年法律第201号）第2条

	<p><u>条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</u></p>	<p><u>第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。</u></p>							
第10条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積 (平方メートル)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数</td></tr></tbody></table>	学級数	面積 (平方メートル)	1学級	180	2学級以上	学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第8項の規定により算定した面積</p>	
学級数	面積 (平方メートル)								
1学級	180								
2学級以上	学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数								
第10条第7項	<p>(1) 次の面積のうちいずれか大きい面積</p>	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗</p>							

ア 次の表の左欄に掲げ
る学級数に応じ、それ
ぞれ同表の右欄に定め
る面積

学級数	面積 (平方メー トル)
2 学級以下	学級数から 1 を減じた 数に 30 を 乗じた数に 330 を加 えて得た数
3 学級以上	学級数から 3 を減じた 数に 80 を 乗じた数に 400 を加 えて得た数

イ 3. 3 平方メートル
に満 3 歳以上の園児の
数を乗じて得た面積

じて得た面積

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、
当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在
場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定
こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつ
て、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する
位置に園庭（第10条第7項第1号の面積以上の面積のものに限
る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、
次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。こ
の場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児
の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児の移動時の安全が確保されていること。
- (2) 園児が安全に利用できること。
- (3) 利用時間を日常的に確保できること。
- (4) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯にお
いて、第8条第3項の規定により必要となる園児の教育及び保育に直
接従事する職員（以下単に「職員」という。）の数が1人となる場合
には、当分の間、同条第4項の規定により置かなければならない職員
のうち1人は、同条第3項の表備考1の規定にかかわらず、保育教諭
と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができ
る。

9 第8条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならぬ職員の数を超える場合における第8条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならぬ職員の数を差し引いて得た数の範囲で、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 第8条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保し

なければならない。

1 2 前項の場合において、当該看護師等は第8条第3項の表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

1 3 附則第9項から附則第11項までの規定により第8条第3項の表備考1に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

＜議案第23号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは法第13条（法第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは法第13条（法第30条の3及び法第30条の13において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3及び法第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項、法第24条第2項又は法第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定</p>

証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

＜議案第24号 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例＞

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について必要な事項を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>次項に定めるもの</u>ほか、法において使用する用語の例による。</p> <p><u>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）<u>幼稚園型認定こども園</u> 次条第1号の規定に該当する幼稚園で法第3条第1項の認定を受けたもの又は次条第2号の規定に該当する連携施設で法第3条第3項の認定を受けたものをいう。</p> <p>（2）<u>保育所型認定こども園</u> 次条第3号の規定に該当する保育所で法第3条第1項の認定を受けたものをいう。</p>	<p>堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について必要な事項を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>

(3) 地方裁量型認定こども園 次条第4号の規定に該当する保育機能施設で法第3条第1項の認定を受けたものをいう。

(施設の類型)

第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める施設の類型に該当しなければならない。

(1) 当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う施設であること。

(2) 当該施設が連携施設である場合 次のいずれかに該当する施設で

(認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項に規定する条例で定める要件は、次条から第13条までに定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）（第二二後段、第三四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四五ただし書（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときに係るものに限る。）、第五（五8を除く。）、第六、第七、第八三、第八五及び第八八を除く。）に規定する要件（基準告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

あること。

ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 当該施設が保育所である場合 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適當と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う施設であること。

(4) 当該施設が保育機能施設である場合 次の全てを満たす施設であること。

ア 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

イ 堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年条例第69号)で定める基準のうち保育所に係るものを満たすこと。

(教育及び保育に従事する職員の数)

第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。）を置かなければならない。

<u>子どもの区分</u>	<u>員数</u>
<u>満1歳未満の子ども</u>	<u>おおむね3人につき1人</u>
<u>満1歳以上満3歳未満の子ども</u>	<u>おおむね6人につき1人</u>
<u>満3歳以上満4歳未満の子ども</u>	<u>おおむね15人につき1人</u>
<u>満4歳以上の子ども</u>	<u>おおむね25人につき1人</u>

2 前項の規定にかかわらず、認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員の数は、当該認定こども園の開園時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(学級の編制)

第5条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制

(学級の編制)

- し、学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させなければならない。
- 2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。
- 4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(職員の資格等)

- 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

- 2 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）又は保育士の資格（以下「保育士資格」という。）を有する者でなければならない。

- 3 前項に規定する子どもの教育及び保育に直接従事する職員で幼稚園

第4条 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(職員の資格等)

第5条 満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員で教育

教諭免許状及び保育士資格を併有していないものは、その併有に向けた努力を行っていなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により学級を担当することとなった職員（以下「学級担任」という。）は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士資格を有する者のうち意欲、適性、能力等を考慮して適当と市長が認める者であって幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っているものを学級担任とすることができる。

5 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員は、保育士資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する職員を保育士資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者のうち意欲、適性、能力等を考慮して適当と市長が認める者であって保育士資格の取得に向けた努力を行っているものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する者とすることができます。

6 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園については、第13条第

職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状及び保育士の資格を併有していないものは、その併有に向けた努力を行っていなければならない。

2 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園については、基準告示第

1項ただし書に規定する方法により食事の提供を行う場合に限り、調理員を置かないことができる。

(認定こども園の長)

第7条 認定こども園は、認定こども園の長を1人置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(建物等の配置)

第8条 法第3条第3項に規定する連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設は、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の又は隣接する敷地内になければならぬ。ただし、建物等が次の要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎の面積)

第9条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の

四 七ただし書に規定する要件を満たし、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる場合に限り、調理員を置かないことができる。

右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第11条本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第11条本文及び第14条）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数

（設置すべき施設設備）

第10条 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

2 前項に定めるものほか、満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

（保育室又は遊戯室の面積）

第11条 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であってその園舎の面積が第9条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

（屋外遊戯場）

第12条 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準のうちいずれか広い方を満たさなければならない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上あること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	学級数から1を減じた数に30を乗じた数に330を加えて得た数
3学級以上	学級数から3を減じた数に80を乗じた数に400を加えて得た数

2 前項の規定にかかわらず、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合又は既存の保育機能施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、同項第1号の基準を満たすときは、同項第2号の基準を満たすことを要さず、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって同号の基準を満たすときは、同項第1号の基準を満たすことを要しない。

3 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を、次の要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できること。
 - (2) 利用時間を日常的に確保できること。
 - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (4) 前2項に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準を満たすこと。
- (調理室)

第13条 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、前項ただし書に規定する方法により行う認定こども園にあっては、第10条第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

3 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第10条第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(乳児室及びほふく室の面積)

第14条 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。

(1) 乳児室 1. 65 平方メートルに満2歳未満の子どものうち、ほふくしない子どもの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3. 3 平方メートルに満2歳未満の子どものうち、ほふくする子どもの数を乗じて得た面積

(教育及び保育の計画)

第15条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第16条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理の方法に

(教育及び保育の計画)

第6条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理の方法に

について栄養並びに認定こども園の子どもの身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならぬ。
- 4 認定こども園は、当該認定こども園の子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(虐待等の禁止)

第17条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(職員の資質の向上)

第18条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する職員の資質の向上等を図る体制を整えておかなければならぬ。

(子育て支援事業)

第19条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

について栄養並びに認定こども園の子どもの身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならぬ。
- 4 認定こども園は、当該認定こども園の子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第8条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する職員の資質の向上等を図る体制を整えておかなければならぬ。

(子育て支援事業)

第9条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるものほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(保育時間並びに開園の日数及び時間)

第20条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報開示)

第21条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する子どもの選考)

第22条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等

2 前項に定めるものほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第10条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮するため、市町村との連携を図らなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第23条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第24条 認定こども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの自動車からの降車の際に、当該

(子どもの健康及び安全の確保)

第11条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

装置を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

(教育及び保育の評価等)

第25条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかなければならぬ。

(認定こども園である旨の掲示)

第26条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(地方裁量型認定こども園の設置者)

第27条 地方裁量型認定こども園の設置者（設置者が法人である場合にあっては、第1号の要件に限り、当該法人の役員とする。）は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項各号のい

(教育及び保育の評価等)

第12条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかなければならぬ。

(地方裁量型認定こども園に係る要件)

第13条 地方裁量型認定こども園（基準告示第一 三の地方裁量型認定こども園をいう。）は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(2) 堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）で定める基準のうち保育所に係るものに該当すること。

(3) その設置者（アにあっては、設置者が法人である場合は、当該法人の役員）が次のいずれにも該当すること。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項各号の

ずれにも該当しないこと。

(2) 認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること。

(3) 財務内容が健全であること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(認定こども園の教育及び保育に従事する職員の数等に係る特例)

2 認定こども園の子どもの登園又は降園の時間帯その他の認定こども園の子どもが少数である時間帯において、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない教育及び保育に直接従事する職員（以下単に「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、第6条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者にできる。

3 第6条第1項及び第5項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代え

いずれにも該当しないこと。

イ 認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること。

ウ 財務内容が健全であること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ることができる。

(令 5 条例 18・一改)

4 第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならぬ幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならぬ職員の数を超える場合における第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならぬ幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならぬ職員の数を差し引いて得た数の範囲で、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならぬ保育士資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看

護師等」という。) をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(令5条例18・追加)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第6条第1項及び第5項 (ただし書の規定を適用する場合を除く。) の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項、第2項及び	幼稚園教諭免許状又は保育

	<u>第 5 項の規定により認定こども園に置かなければならぬ幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者</u>	<u>土資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者</u>	
<u>附則第 6 項</u>	<u>第 6 条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者</u>	<u>看護師等</u>	

堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（令和3年条例第39号）新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）保育施設 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）第2条第2項第2号に規定する保育所型認定こども園の分園</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）保育施設 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第一二に規定する保育所型認定こども園の分園</u></p>

＜議案第25号 堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例＞

堺市子ども相談所条例（平成17年条例第65号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>堺市子ども相談所条例</u> (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条に規定する児童相談所として、堺市堺区旭ヶ丘中町4丁に<u>堺市子ども相談所</u>（以下「相談所」という。）を設置する。</p>	<p><u>堺市こども相談所条例</u> (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条に規定する児童相談所として、堺市堺区旭ヶ丘中町4丁に<u>堺市こども相談所</u>（以下「相談所」という。）を設置する。</p>

＜議案第26号 堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＞

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第42号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（法第12条の4第2項の条例で定める基準）</p> <p>第2条 法第12条の4第2項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>	<p>（法第12条の4第2項の条例で定める基準）</p> <p>第2条 法第12条の4第2項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準」という。）に定めるとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略） （職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置）</p> <p>2 基準附則第3条第2項に規定する条例で定める経過措置期限は、令和11年3月31日とする。</p>

＜議案第28号 堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）</p> <p>第3条 次の表の（あ）項に掲げる地区（以下「適用地域」という。）内において、同表の（い）項に掲げる面積が同表の（う）項に掲げる面積以上の建築物を新築しようとする者は、同表の（え）項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の（お）項に掲げる面積で除して得た数値（当該建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該数値に同表の（か）項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）を合計した数値の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設を当該建築物又はその敷地内に附置しなければならない。</p>	<p>（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）</p> <p>第3条 次の表の（あ）項に掲げる地区（以下「適用地域」という。）内において、同表の（い）項に掲げる面積が同表の（う）項に掲げる面積以上の建築物を新築しようとする者は、同表の（え）項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の（お）項に掲げる面積で除して得た数値（当該建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該数値に同表の（か）項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）を合計した数値の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設を当該建築物又はその敷地内に附置しなければならない。</p>
<p>（あ）（略）</p> <p>（い）建築物の特定部分の延べ面積と、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（以下「非特定部分」という。）の延べ面積に0.5を乗じて得た面積とを合計した面積</p>	<p>（あ）（略）</p> <p>（い）建築物の特定部分（<u>共同住宅に供する部分を除く。</u>）の延べ面積と、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（以下「非特定部分」という。）（<u>共同住宅以外の住宅、学校及び児童福祉施設の用途に供する部分を除く。</u>）の延べ面積に0.5を乗じて得た面積とを合計した面積</p>
<p>（う）（略）</p>	<p>（う）（略）</p>

(え)(1) 百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	(2) 特定用途 (百貨店その他の店舗及び事務所を除く。) に供する部分	(3) 非特定用途 (住宅、学校及び児童福祉施設を除く。) に供する部分
(略)		
備考 (略)		

2 (略)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 規則で定める規模以上の建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために、規則で定める規模以上の修繕若しくは模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築したものとみなして前2条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築したものとみなしてこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途の変更前の建築物又はその敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が増築又は用途の変更前の建築物又はその敷地内に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施

(え)(1) 百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	(2) 特定用途 (百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。) に供する部分	(3) 非特定用途 (共同住宅以外の住宅、学校及び児童福祉施設を除く。) に供する部分
(略)		
備考 (略)		

2 (略)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 規則で定める規模以上の建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分 (共同住宅に供する部分を除く。) の延べ面積が増加することとなるものために、規則で定める規模以上の修繕若しくは模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築したものとみなして前2条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築したものとみなしてこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途の変更前の建築物又はその敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が増築又は用途の変更前の建築物又はその敷地内に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の自動車が駐車す

設を当該増築又は用途の変更に係る建築物又はその敷地内に附置しなければならない。

ることができる規模を有する駐車施設を当該増築又は用途の変更に係る建築物又はその敷地内に附置しなければならない。

＜議案第29号 堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例＞

堺市特別用途地区建築条例（昭和48年条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第6条 特別住居地区の区域内においては、法第48条第3項に定めるもののほか、共同住宅、寄宿舎又は下宿以外の用途に供する部分の容積率が10分の20を超える建築物は、建築してはならない。ただし、法第52条第14項、法第59条の2第1項若しくは法第68条の3第1項、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）<u>第105条第1項</u>又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づき特定行政庁が許可し、又は認めた建築物については、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第6条 特別住居地区の区域内においては、法第48条第3項に定めるもののほか、共同住宅、寄宿舎又は下宿以外の用途に供する部分の容積率が10分の20を超える建築物は、建築してはならない。ただし、法第52条第14項、法第59条の2第1項若しくは法第68条の3第1項、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）<u>第163条の59第1項</u>又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づき特定行政庁が許可し、又は認めた建築物については、この限りでない。</p>

＜議案第30号 堺市手数料条例の一部を改正する条例＞

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p>第25条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更承認申請手数料 1品目 90円</p> <p>(9)～(20) (略)</p> <p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為<u>であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの又は同</p>	<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p>第25条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更承認申請手数料 1品目 90円</p> <p>(9)～(20) (略)</p> <p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為<u>であって、これらの行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平</p>

法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為であつて同令第2条第1項第1号に該当するものに係る前項第1号の規定の適用については、同号中「額」とあるのは、「額に、982,600円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

3 (略)

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料)

第34条の4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

容積率の特例許可申請手数料 1件 160,000円

成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの
（同項第2号又は第3号に該当するものを除き、同法第11条第6項
に規定する適合判定通知書、同令第24条第1項の規定による通知に
係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成
24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定による通知に係
る書面又はそれらの写しの提出がないものに限る。）に係る前項第1
号の規定の適用については、同号中「額」とあるのは、「額に、98
2,600円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

3 (略)

(マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料)

第34条の4 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 1件 160,000円

＜議案第32号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例＞

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 消防職員 <u>1, 097人</u>	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 消防職員 <u>1, 148人</u>

＜議案第33号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例＞

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（追加）	<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものを行う。）又はバ렐型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理</p>

(サウナ設備)

第10条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）

の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するものほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第13号までを除く。）の規定を準用する。

(燃料電池発電設備)

第13条 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リ
ン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池に
による発電設備であって、火を使用するものに限る。第3項及び第5
項、第25条並びに第85条第12号において同じ。）は、火災予防
上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性
の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基
準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位
置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第2号、第4号、

の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号から第19号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第10条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サ
ウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び
構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するものほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第13号までを除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

(燃料電池発電設備)

第13条 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リ
ン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池に
による発電設備であって、火を使用するものに限る。第3項及び第5
項、第25条並びに第85条第13号において同じ。）は、火災予防
上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性
の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基
準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位
置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第2号、第4号、

第5号、第7号、第9号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2～5（略）

（住宅における火災の予防の推進）

第45条 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2）（略）

2（略）

（消火器に関する基準）

第63条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該場所の各部分からの一の消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

（1）～（4）（略）

（5）サウナ設備のある場所

第5号、第7号、第9号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2～5（略）

（住宅における火災の予防の推進）

第45条 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2）（略）

2（略）

（消火器に関する基準）

第63条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該場所の各部分からの一の消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

（1）～（4）（略）

（5）簡易サウナ設備又は一般サウナ設備のある場所

<p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第85条 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるもののいずれかを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならぬ。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(6) サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p><u>(7)～(16)</u> (略)</p>	<p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第85条 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるもののいずれかを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならぬ。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 簡易サウナ設備</u> (専ら個人が使用する目的で設けるものを除く。)</p> <p><u>(7) 一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p><u>(8)～(17)</u> (略)</p>
---	---

＜議案第34号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例＞

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（工事の施行）</p> <p>第12条 前条に規定する給水装置の新設等の工事（以下「工事」という。）は、<u>第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者</u>に施行させなければならない。</p>	<p>（工事の施行）</p> <p>第12条 前条に規定する給水装置の新設等の工事（以下「工事」という。）は、指定給水装置工事事業者 <u>（第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）</u> に施行させなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は法第16条の2第1項の規定に基づき他の水道事業者の指定を受けた者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないとき <u>（前項ただし書に規定するときを除く。）</u> は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p>
<p>3・4 （略）</p> <p>（指定給水装置工事事業者）</p> <p>第13条 指定給水装置工事事業者とは、<u>水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3第1項各号のいずれにも該当する者で、法第16条の2第1項の規定に基づき管</u></p>	<p>3・4 （略）</p> <p>（指定給水装置工事事業者）</p> <p>第13条 指定給水装置工事事業者とは、<u>法第25条の3第1項各号のいずれにも該当する者で、法第16条の2第1項の規定に基づき管理者が指定したもの</u>をいう。</p>

理者が指定したものをいう。

2・3 (略)

(給水装置の管理)

第17条 1～4 (略)

(追加)

2・3 (略)

(給水装置の管理)

第17条 1～4 (略)

5 第12条第1項ただし書の規定は、第1項第3号の規定による給水装置の修繕その他必要な処置の要請について準用する。

＜議案第35号 堺市下水道条例の一部を改正する条例＞

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定排水設備工事業者の指定）</p> <p>第5条 排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事について技能を有する者として管理者の指定した者（以下「市指定排水設備工事業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。</u></p>	<p>（指定排水設備工事業者の指定）</p> <p>第5条 排水設備の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、排水設備の工事について技能を有する者として管理者の指定した者（以下「市指定排水設備工事業者」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>（1）市が行う工事</p> <p>（2）災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する者をいう。）の指定（排水設備の工事について技能を有する者としての指定をいう。）を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときに、当該指定を受けた者が行う工事</p>
2・3 (略)	2・3 (略)

＜議案第36号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条 職員給与条例第21条の3の規定は、職員の管理職員特別勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは、「<u>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第21条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条 職員給与条例第21条の3の規定は、職員の管理職員特別勤務手当について準用する。この場合において、<u>同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と</u>、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「<u>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第21条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p>

＜議案第37号 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第13号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）</p> <p>第9条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額（以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙にあっては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（1）当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3</p>	<p>（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）</p> <p>第9条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額（以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙にあっては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（1）当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3</p>

16, 250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

28円35銭に当該500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に270, 655円及び316, 250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

16, 250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

30円73銭に当該500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に293, 440円及び316, 250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第14号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める範囲内の中であることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>5円18銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>386,500円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める範囲内の中であることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>5円62銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>419,000円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>

令和8年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

令和8年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-25-0066

